

税制調査会 第8回専門家委員会議事録

日時：平成22年10月19日（火）16時～

場所：合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

○神野委員長

それでは、時間でございますので、ただいまから第8回になりますが「税制調査会専門家委員会」を開催したいと存じます。

本日は、お忙しい中を峰崎内閣官房参与に御出席いただいております。また、後ほど中野寛成民主党税制改正プロジェクトチーム座長が御出席していただけると伺っております。

峰崎参与、それでは、一言お言葉をいただければと思います。

○峰崎内閣官房参与

御紹介いただきました峰崎でございます。これまでは副大臣ということで皆様方には大変お世話になっておりましたけれども、このたび内閣官房参与ということで、税制改正と同時に税と社会保障の関係、その中でもやはり番号制度その他を担当せよということで、これからも大変御厄介になると思いますが、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、議題に入ります前に、大分、前回7月から委員会の開催が空いておりますので、その間の報告を少ししたいことがございます。

納税環境整備の論点整理についての経過報告をまず申し上げたいと存じますが、納税環境整備に関する論点整理については、小委員会でまとめていただいた素案を基に、前回のこの専門家委員会で議論をしていただきまして、その内容を踏まえて持ち回りで各委員にお諮りをいたしました。そして、一応、形式的には9月14日に専門家委員会としてのとりまとめを行ったということにさせていただきます。

この論点整理につきましては、10月6日に開催されました税制調査会において、私と三木座長が出席をさせていただいて、御報告をさせていただいております。調査会として了承され、その日、10月6日、同日に公表されたところでございます。

今後は、この論点整理を踏まえながら、税制調査会のプロジェクトチームにおいて具体的な検討を行うこととされておりますし、先週の12日には第1回の会合が開かれたやに聞いております。

次に、今後の進め方について御説明させていただきたいと思っております。専門家委員会の今後の議論の進め方については、先日開催されました税制調査

会におきまして、この専門家委員会に対して今後、更に税目ごとの論点の深掘りを進めるようにという御要請がございました。

この点について少し、この委員会での議論をおさらいさせていただきますと、この委員会は昨年12月から1980年代以降の内外の主な税制改革の動向を総括して、税制の抜本的な改革案を策定するに当たっての課題などについて議論を行いました。

そして6月には、専門家委員会の委員長を務めさせていただいております私の責任におきまして、税制調査会に対して議論の中間的な整理を御報告させていただきました。この御報告については、この委員会にお諮りして、そうさせていただくことを御了解いただいたところでございます。

この中で、個別税目の各論的な論点については、各委員の皆様方から出されたものを「別添」という形で整理しております。したがって、今後の議論の深掘り、税目ごとに論点を深掘りしていただくわけですが、この別添に記載されました内容をも考慮しながら、より具体的な議論に特化した、より具体的な課題に焦点を当てた議論をしていただければと思います。更に、定量的な要素を追加したり、諸外国の最近の動向などから見た評価などを加えながら議論を深めていきたいと考えております。

具体的などりまとめについては時期を含めて、税制調査会において今後検討されることとされております。ただ、私の心づもりといたしましては今後、政府税制調査会の本体の会合で年末に向けて活発な議論が行われると思いますので、その過程で税制調査会の会長から御要請があれば、この専門家委員会としてもしかるべき対応が可能になるように、当面11月の半ばまでを目途に個人所得課税から順次、個別税目、個人所得課税、資産課税、消費課税、それから、法人課税などの主要税目について一通りの議論を行っていきたいと考えております。

そういたしますと、もう日にちが余りなく、非常にタイトなタイムプレッシャーの下でスケジュールをこなしていくということになりますので、委員の皆様方には一層の御協力を心よりお願い申し上げます。

それでは、本日の議題に入りたいと思いますが、本日は個人所得課税のうち金融証券税制以外の論点について議論を頂戴したいと考えております。

まず、事務局から資料の説明をしていただいた後、討議をしていただくということになりますが、資料が大部でもございますので、事前にお送りしているはずでございます。お手元に行っているかと思っております。説明につきましては要点のみを簡潔にいただければと考えておりますが、まず我が国の個人所得課税について、財務省主税局の藤井税制第一課長から御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○藤井税制第一課長

財務省の税制第一課長でございます。それでは、資料に沿いまして簡潔に御説明させていただきます。

まず1ページ目で「所得税収の推移」でございます。ピークの平成3年で26.7兆円から、現在は12.6兆円と、14兆円の減少となっております。その要因は、下の棒グラフで示しております分離課税分の減少。それから、平成7年以降の税制改正による累進緩和、あるいは税源移譲の影響で14兆円の減少ということになっております。

2ページ目で、所得税の課税ベースのイメージを図示したものでございます。課税対象となる収入約240兆円に対して、給与所得控除が約57兆円、あるいは人的控除が約30兆円。こういうものでもって控除がなされまして、課税所得は約100兆円でございます。それで、所得税収は約11.2兆円でございますので、平均いたしますと10%強の税率となっているものでございます。

3ページが、平成22年度税制改正大綱の個人所得課税の部分の抜粋でございます。

4ページは、所得税法の改正法の附則104条。ここに各税についての基本的方向性について規定されております。個人所得課税部分については御覧のような記述となっているわけでございます。

以下、平成22年度税制改正大綱で課題とされているものにつきまして、その事実関係などについて御説明したいと存じます。

5ページに、その項目を掲げてございます。税率構造、給与所得控除、成年扶養控除、それから、配偶者控除でございます。

まず6ページの、税率構造でございますが、これにつきましては平成22年度税制改正大綱で、かなりフラット化が進み、それから、控除が拡大されたということで、所得再分配機能や財源調達機能が低下している。したがって、累進構造を回復させる改革を行って所得再分配機能を取り戻す必要があるということが大綱に書かれております。

それで、税率構造がどうなっているかというイメージを示したものが7ページでございます。御覧のとおり、かなりフラット化が進んでおります。

この平成元年から10年の間は、税率は同じでございますが、この間に平成7年にフラット化、ブラケット幅の拡大という改革がなされております。

8ページで、この間の給与収入の分布を示したものでございます。全体の傾向といたしまして、平成2年以降平成9年にかけて、平均給与は上昇し、高所得者の割合が増加しております。その後、平成9年以降は、平均給与は低下し、高所得者の割合が減少しております。それで結果として、平成20年は平成2年と同水準に戻っているという状況がございます。

この平成2年から20年の間に、先ほど申し上げた平成7年のフラット化、それから、平成11年の最高税率の引き下げという改正がなされておりまして、結果として、平成20年と平成2年の税率構造を比べますと、現在の方がかなりフラット化した状況にあるということでございます。

9・10ページは、それを実効税率でそれぞれ、昭和61年以降の給与収入に対する実効税率を示したものでございます。

11ページは、限界税率の表でございます。太い線が平成23年分、それから、中くらいの線が平成2年分ということで、1,000万円ぐらいのところから緩和されている様子が見て取れるところでございます。

12ページは、諸外国との税負担の比較でございます。

14ページが、税率区分ごとの税収を示したものでございます。5%ブラケットのところでは約3.1兆円の税収が発生しております。ここを1%引き上げた場合の増収力は約6,200億円で、その際、影響を受ける納税者数は約4,590万人でございます。

一番上の税率40%の場合では、税率1%引き上げによりまして約350億円の増収になります。その影響を受ける納税者数は約20万人という姿でございます。

次の15ページで、主要国の所得税などの最高税率について示しているものでございます。50%ないしそれよりも若干下回るという水準に各国はなっているという状況でございます。

以上が税率構造の事実関係でございます。

次に、16ページからは給与所得控除でございます。平成22年度税制改正大綱では、1つは給与所得控除には上限がないがために、高所得者により有利な制度となっている。上限を設けるなどの見直しが必要であるということが指摘されております。

2番目に、そういう見直しと併せて、特定支出控除の対象範囲を拡大することにより、給与所得者にとって使いやすい制度にすることを検討するとされております。

3番目に、一人オーナー課税につきまして、個人事業主との課税の不均衡を是正し「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じるとされております。

この平成22年度税制改正大綱を踏まえまして、下の方に幾つかの問題の論点を設定しております。

1つは、給与所得控除の水準自体をどう考えるか。上限設定などとの関係でどう考えるかという論点でございます。

2つ目は、一人オーナー会社に係る「二重控除」の問題で、そもそも一人オーナーは会社役員の一部でございますので、役員給与と一般被用者の給与をど

う考えるかということから整理する必要があるのではないかということでございます。その上で、更に一人オーナー会社の役員給与についてどういうふうに考えるかということが論点であろうかと思っています。

それから、特定支出控除。

最後に、退職所得も給与の後払いの性格として、ここでこれまでも様々な指摘がされておりますので、御議論を賜ればと思います。

17 ページで、これは就業の雇用化の進展を示したものでございます。昭和 30 年代は自営業の方が割合としては多かったのでございますが、最近は 9 割が雇用者になっている。自営業で、これは家族労働と自営業さんを合わせたものですが、822 万人、13%に過ぎなくなっているということでございます。

18 ページは、雇用者の形態別の推移を示したものでございます。一番下の黒っぽいものが会社などの役員で、現在 400 万人。これに対して個人事業主さんが 600 万人ですので、会社の役員がそれに匹敵するボリュームになっているというのが 1 点でございます。

あとは、正規の職員・従業員が最近若干減っている。それに比べてパート・アルバイト、派遣労働者が増えているというのがこのグラフから見て取れるところでございます。

20 ページが、給与所得者の状況を収入別に区切ったものでございます。1,000 万人までで累積 95%になっております。その他の金額ごとの比率は御覧のとおりでございます。

下の方に平均給与の金額を掲げております。給与所得者全体ですと 430 万円でございます。例えば資本金 1 億円以上の株式会社の「役員」の平均を取りますと 1,206 万円。資本金 10 億円以上ですと 1,655 万円ということで、かなりの開きがあるということでございます。

21 ページは「給与所得控除制度の概要」でございます。全体で給与所得控除で 3 割が課税ベースから抜けているということでございます。ちなみに、昭和 48 年までは上限が設定されておりました。

23 ページ以下は、これまでの旧政府税制調査会での答申、給与所得控除に関する指摘を抜き刷りしたものでございます。

24 ページを御覧いただきますと、給与取得控除の性格がここで整理されております。給与所得控除は「勤労費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」という 2 つの性格があるということが述べられております。

その上で最後の段落ですが、今の給与所得控除をその 2 つに分ける場合に、必ずしも客観的な基準があるわけではなくて、それぞれ 2 分の 1 相当額をもって概算控除部分と特別控除部分とすることが適当であろう。この際には、こういう整理がなされているわけでございます。

しからは、どのくらいがサラリーマンの必要経費かというものが 27 ページで
ございます。主税局におきまして、ずっと過去から家計調査に基づいて、給与
所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出品目を幅広く抜き出
して、こういう統計を取っております

平均いたしますと、かなり広目を取っているものでございますが、平均では
給与収入の 5.7%、36.3 万円という結果でございます。第 5 分位、一番所得の
高い、収入の高い層で 60.6 万円、5.8%というのが平成 20 年の数字でございま
す。

28 ページは、その経年変化を追ったもので、昭和 48 年に 11.3%でござい
ました。その後、なぜか下がっているということでございますが、いずれにし
ても 5～十数%というのが家計調査から見て取れるサラリーマンの必要経費と
いったものではないかと思えます。

29 ページは、諸外国の制度を概観するもので、上段が概算控除でございます。
その内容は 30 ページで御覧いただきますけれども、下段が必要経費の実額控除
で、例えば日米を比較いたしますと、日本よりもアメリカが広い部分をつまみ
出しますと、図書費、衣服費、交際費、この辺が日本の特定支出控除よりも広
い部分であります、その中身を見ますと、かなり限定的になっているという
のが見て取れるところでございます。

30 ページは、概算控除の方の国際比較でございます。一見明らかなように、
日本の概算控除は非常に大きく、かつ上限がない。各国は、アメリカ、ドイツ
は低額ですし、フランスは増えますが、上限があるという特徴がございます。

31 ページは「給与所得者の現状」でございます。正規労働者等のうち 401 万
人が会社等の役員で、そのうち一人オーナーは 55 万人ということになっており
ます。

32 ページで、その平均給与額の推移を見ておりますが、給与所得者全体は平
成 9 年から 20 年にかけて残念ながら低下しておるわけですけれども、会社役員
の平均につきましては、業績による凸凹はかなり見られますが、まあまあ右肩
上がりで来ているという状況でございます。

34 ページで、株式会社の役員と一般従業員の地位の比較をしております。契
約形態は、委任契約と雇用契約。労働基準法上の扱いは、片や使用者で、一般
従業員は労働者。それから、報酬・給与の決定方法もかなり違っているという
ことでございます。

そこで 35 ページで、そもそも給与取得とは何かということでございますが、
昭和 56 年の最高裁の判決で「使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価と
して使用者から受ける給付をいう」ということでありまして、そうすると役員
の受ける報酬については、この定義に照らして、一般従業員のものとかかなり違

うのではないかということが考えられるわけでございます。

その役員の一形態であります一人オーナーにつきましては37ページと38ページでございますが、廃止された制度の説明は省かせていただきます。

38ページで、この一人オーナーの給与水準の実態など、右の上に平成19年度、20年度の平均額、それから最高額を、データが取れましたので掲げております。平成20年度では、全体で1,968万円の平均、赤字法人が2,059万円、黒字法人が1,937万円という平均額でございました。

41ページは、現行の特定支出控除の概要で、提出の申告状況は1桁に留まっているということでございます。

42ページは、退職所得の課税方式の現行制度でございます。1つは、退職所得の控除が勤務1年につき40万円あるいは70万円ということで定められており、全体を2分の1にして退職所得金額を算出するというのが特徴でございます。

この退職所得につきましては、45・46ページで同様の指摘になっておりますが、最近では短期間のみ在職することが当初から予定されている役員などに対して、給与支給を通常より少なくして、その分、退職金を厚くする支給が行われているとの指摘があるので、適切な対応が必要である。このような指摘が幾度かなされております。

給与所得控除は以上でございます。

続きまして、成年扶養控除でございます。47ページで、大綱におきましては、更に議論を深めて幅広い国民的な合意を得ながら、見直しに取り組むとされております。

成年扶養控除につきましては昨年、年少扶養控除とともにその廃止についてかなり突っ込んだ検討がなされたところでございます。

48ページで、制度としては23歳から69歳までの成年について扶養控除があるということで、対象の被扶養者数は約520万人でございます。

50ページで、各国の成年の扶養親族についてどういう扱いをしているかということでございますが、イギリスはなしということです。それで、ドイツ、フランスは障害者の方もしくは学生で、かつ年齢制限ありというふうな限定がなされております。アメリカが一番広くて、アメリカの場合には、一番上の○ですけれども、所得の極めて少ない子とか直系卑属が要件を満たすとされております。

昨年の議論で実態がよく分からないという話があったので、53ページでその実態について、総務省の方で9市1町のサンプル調査をしていただきまして、それを整理したものでございます。

なかなか、どういう理由で被扶養者になっているかという細かいところまで

は分からないわけですが、一見して分かるのは、扶養者が 600 万円以上の層では 20 代の被扶養者が非常に多くなっているということ。逆に、扶養者が 200 万円とか 400 万円、比較的低所得の場合には、むしろ 30 代、40 代、50 代という方が被扶養者になっているケースが多いということで、所得が低いにもかかわらず、成年の被扶養者を抱えているというのは、それ相応の事情があるのではないかとということが推測できる結果となっております。逆に言いますと、所得の高いところで 20 代、30 代が被扶養者となっているという、この実態をどういうふうにか考えるかというのが論点ではなかろうかと考えております。

55 ページは、昨年、政府税制調査会で 12 月 7 日に一つの案として提示され、議論されたものでございます。これについては、障害を有しておられる方、介護を受けられている方などについては、新たに税額控除を導入して、そうでない方たちについては、220 万円までの所得の方については引き続き成年扶養控除の適用があるんですが、それ以上については基本的にはないという仕組みが提案されて、議論されました。

それで、それぞれの事情のおありの方については、右のような社会保障制度等からの支援措置でもって対応を考えていくという議論がなされたところでございます。

56 ページ以下は、配偶者控除についてでございます。配偶者控除につきましては平成 22 年度税制改正大綱で、広く意見を聴取しつつ整理を行った上で見直しに取り組むとされているところでございます。

57 ページは制度の概要で、適用者数が 903 万人でございます。

それで、各国のものが 60 ページでございます。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスで見ますと、アメリカ、ドイツ、フランスにおいては配偶者に係る人的控除、またはそれに相当する税制上の措置がある。他方、イギリスはないということでございます。

O E C D 諸国で見ますと、日本と同じ個人単位課税で、2009 年になりますと、配偶者控除がない国もかなりの数になってきているという状況でございます。

61・62 ページで、旧政府税制調査会でも様々な、両面からの指摘がなされております。

62 ページがその典型だと思われませんが、以下の観点から見直しを図るべきという意見が多く見られたという一方で、現行制度を維持すべきとする意見もあったというのが平成 19 年の政府税制調査会の答申でございます。

配偶者控除の適用実態は 64～65 ページで、給与が増えれば増えるほど配偶者控除の適用割合は増えていくというのが 64 ページでございます。

65 ページは、夫の収入階層別の妻の有業率を見たものですが、これも夫の収入が高くなれば妻の有業率が下がっていくという結果になっております。

最後の 66 ページは、それを夫の年齢ごとに見たものでございます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

引き続き御説明いただく前に、中野民主党税制改正プロジェクトチーム座長が御臨席いただいております。

御紹介したいと思いますので、一言だけお言葉をいただければと思います。

○中野民主党税制改正 P T 座長

中野でございます。どうぞよろしく願います。

○神野委員長

それでは、引き続き、我が国の個人所得課税のうち地方税について、総務省の自治税務局の杉本市町村税課長から御説明いただきたいと思いますので、よろしく願います。

○杉本市町村税課長

杉本でございます。よろしく願います。それでは、資料に従いまして御説明させていただきます。「資料（個人所得課税〔地方税〕）」と書いた資料をお開きいただきたいと思います。

まず 1 ページでございますが、これは住民税の方の各年の税収の推移を書かせていただいております。特徴的なものは、平成 19 年度にいわゆる三位一体の改革で 3 兆円の税源移譲がされまして、約 3 兆円増えております。ただ、足元の平成 22 年度の税収 11.3 兆円というものを、この 3 兆円の税源移譲がなかった状況と比較しますと、昭和 63 年ぐらいの水準になっている。こういう状況でございます。

2 ページは、個人住民税の概要ということで、御案内のとおりかと思えます。一番右側のところに納税義務者数を書かせていただいておりますが、やはり均等割が、納税義務者数約 6,000 万人ということで多くなっているところでございます。

3 ページは飛ばしていただきまして、5 ページをお開きいただきたいと思えます。所得税と同様に、個人住民税の課税ベースのイメージということで書かせていただいております。課税対象となる収入が全体で約 264 兆円ということで、課税ベースは所得税約 240 兆円という資料が先ほどございましたが、それよりかなり広がっているところでございます。最終的な税額は約 12 兆円ということで、ほぼ同額になっております。

6 ページをお開きいただきたいと思えます。給与所得者の課税ベースで、所得税との比較もさせていただきます。基本は高校と大学に子どもが通っているような世帯ということで、これは給与収入ごとに見ていただきますと、

所得税との差は所得控除が 33 万円分あるということになっております。

それから「個人住民税の性格」ということで 7 ページに書かせていただいております。御案内のとおり、税率構造につきましては、所得にかかわらず 10% の比例税率ということで応益性の明確化がされておりますし、所得控除については、所得税の控除額よりも低く設定がされております。また税額控除については、課税技術上の控除が中心でございまして、政策的な控除は極めて限定的という状況になっております。

8 ページは、税率構造でございまして。先ほど申し上げましたが、平成 19 年度に税源移譲が行われまして、真ん中辺りに四角く「税源移譲」と書かれているところにありますように、所得税から 5% のもともと住民税率だったところから、所得税から税源移譲を行うとともに、13% 部分の 3% 分を所得税の方に移譲するという形で 10% の比例税率化がなされているところでございまして。併せて、所得税の方でも最低税率と最高税率の見直しが行われているところでございまして。

9 ページで、この住民税の 10% 比例税率化の考え方についてで、大きく 3 つでございます。

「① 応益性の明確化」でございまして。10% のフラット税率ということで、受益と負担の関係が、応能の部分も勿論ございましてけれども、応益性というのがより明確化されたということで「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格にふさわしい税率構造にされたということ。それから、税源移譲の前後で、国・地方を通じた累進構造に変化はないということ。

「② 地域間の税源偏在度の縮小」ということで、税源移譲前と税源移譲後の最低と最高の 1 人当たりの税収の倍率は 3.3 倍から 3.0 倍ということで偏在度の縮小がなされているものでございまして。

「③ 税収安定性の向上」ということで、13% 部分が抜け落ちることなどによりまして、景気変動に対しまして税収の安定性が向上したというところでございまして。

10 ページは、税率のこれまでの変化でございまして。

11 ページは「人的控除の概要（個人住民税）」で、真ん中の辺り、縦にございますが、所得税と住民税の所得控除の差を見ていただきますと、基本的に所得税よりも低く設定がされているというところでございまして。

12 ページをお開きいただきたいと思いますが、これについては特に生命保険料控除、それから、地震保険料控除につきまして最大の控除額が低く設定されているというところでございまして。

13 ページで、税額控除について御覧いただきますと、課税技術上の問題、それから、政策的になされております、いわゆる住宅ローン控除につきましても

減収分は国で補てんを受けているというようなこと。その他の個人住民税には、税額控除については設けられていないという実態がございます。

それから「議論の中間的な整理」の中で【個人住民税の充実】について書かれている部分が14ページでございます。

また、15ページにおきましては【諸控除の見直し】ということで書いていただいているところでございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。その個人住民税の諸控除に関する考え方について、過去の税制調査会で取り上げられた部分について書かせていただいております。

平成19年の税制調査会におきましては、政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に住民税については努めていくということ。

それから、平成17年の基礎問題小委員会におきましては住民税、特にその中でも所得税と独立して、整理合理化を図ることが望ましいとされている中でも、生命保険料控除、それから、当時の損害保険料控除などについての政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、個人住民税においては速やかに整理すべきというふうにされておきまして、現状を申し上げますと、生命保険料控除におきましては4,183万人について1,633億円の減収、地震保険料控除についても1,046万人について102億円の減収が生じているという状況でございます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

なお、本日の議題に関しまして、お手元にお配りしているかと存じますが、本日御欠席の翁委員から提出がございました意見書、それから、田近委員から提出がありました資料をお配りしてございます。田近委員には、討議に入ったところで後ほど解説をいただければと考えております。

それでは、一応、今までの御説明などを受けまして御議論を頂戴したいと思います。論点は、説明していただいた順番で申し上げれば、税率構造、給与所得控除、成年扶養控除、配偶者控除、それから、個人住民税の充実という点が論点になるかと思っております。どなたからでも、また、どこからでも構いません。御意見を頂戴できればと思っておりますが、いかがでございましょうか。

それでは、池上委員からどうぞ。

○池上委員

池上でございます。

非常に論点は多岐にわたるんですけれども、どうでしょうか。資料をいただいて、それを拝見して、検討した結果を、全般的に申し上げた方がよろしい

でしょうか。

○神野委員長

どうぞ。

○池上委員

それでは、大きく分けて言いますと5つぐらいのことを思いましたので、申し上げます。

前に3月末から4月にかけて議論したときにも申し上げたんですけれども、我々は財政民主主義、それから、租税法律主義ということを経験として考えるわけですから、国民側に税負担を求める場合には当然、国民は自分が他人より不利に扱われていると考えれば税負担の増大には同意しないであろうと思います。そうしますと、それぞれの税目について公平の観点、つまり再分配の観点に留意しながら財源調達機能の回復を考えなければいけないと思います。そこで抜本的税制改革の大前提として、今日話題になっております個人所得税の不公平是正ということが必要になるわけです。

第1に税率構造ですけれども、先ほど資料の説明もございましたとおり、累進性についてはそれぞれの国でそれぞれの税率体系を取っているわけで、どれが唯一正しいかという決まったものはないのですが、ただ累進性を高めようということは既に方針として出されておりますので、それを考えますと当然、一番先に出てくる選択肢は最高税率を上げる、もしくは税率の適用幅を見直すということになります。

最高税率の引き上げについても、先ほどの資料にも、アメリカは連邦の最高税率というのは35%となっておりますが、これはブッシュ減税のときに導入されたものですので、オバマ政権の税制改革がどうなるかわかりませんが、時限が切れれば39.6%になりますので、そうすると州税・地方税と合わせたニューヨーク市での最高税率は52.2%に上がるということになるわけです。どの国と比較するかは難しいんですけれども、何らかの形でそれを上げるというのは象徴的な意味を持っていると思います。

もう一つ、ブラケット幅の見直しというのも当然、2番目の選択肢としてあるわけですので、これについては先ほど、資料の11ページでしょうか、ブラケットが図示された資料がございました。そう考えますと、例えばどこかのブラケットの幅を縮めて、それ以上のところのブラケットの幅を変えなければ、これは税収が増えるわけですのでございますね。

それで仮に、これはどの辺りが、この昭和61年辺りと比べて軽減されているかということを考えて、例えばですけれども、国税・地方税合わせて30%というところが、国税で言いますと20%のブラケットの幅ですね。仮に、この幅を縮める。そして、それ以上のところについては幅を見直さないということにな

りますと、全体が左にずれますから、そうしますと、これは税収が増えることになります。そういうものも、累進性の強化というふうに言っているのだと思います。これは最高税率は変わりませんが、これも一種の累進性の強化であろう。そういう選択肢もあるのかなというふうに思われます。これが税率構造について、つまり1点目です。

2点目は給与所得控除と必要経費についてですけれども、先ほど、この資料の2ページでしょうか、給与所得控除も含めて収入と課税所得、あるいは税額との関係を図にいただいております。所得税、それから住民税、それぞれあるわけでございますけれども、給与所得控除というものは大体、全体の平均でやると収入の3割程度になっているということかと思えます。ただ、他の所得、例えば事業所得とか不動産所得とか、あるいは雑所得といったものについても、収入の3割以上の必要経費を申告する方も当然いらっしゃると思えます。そこら辺はどうなっているのか分からないんですけれども、この図を見ますと、事業・不動産収入については所得ベースで約20兆円と書いてありますので、収入はここに書かれていないので、なかなか比較が難しいところがあるかなと思えます。

ただ、給与所得控除について言いますと、必要経費の概算控除、それから、雇用関係の不安定さに伴う担税力の弱さということを反映して金額が設定されておりますので、高額部分についてはそれを認める必要性が乏しいということも言えるかと思えます。例えば収入1,000万円程度のところで頭打ちにすることなども当然、それはあり得るだろうと思っております。

それから、一人オーナー会社についても御説明があったわけでございます。これは春に御説明いただいたんですけれども、この一人オーナー会社の場合には、役員給与の給与所得控除適用についてなんですが、法人段階での損金算入制限を最近やめたわけでございます。それによって二重に控除していることになるのではないかということになりますので、法人段階でその制限を止めた、損金算入を認めるのであれば、これは個人段階で給与所得控除を認めずに課税するということはあるだろう。その場合には、役員というものは給与所得者、つまり雇用者というよりは事業所得者と同じように扱うという考え方かと思われますので、それはそれで成り立つだろうと思われます。これが2点目でございます。

3点目は人的な控除、いわゆる最低生活費をどう考慮するかということでございます。これは配偶者についても、あるいは成年扶養控除にも関係してくることでございますけれども、現行の所得控除という制度は、最低生活費というものは言わば生活の必要経費であって、つまり真の所得あるいは担税力ではない。だから、課税所得を求めるときに控除するのだという考え方に立っている

のかと思われます。この場合は、同じ限界税率の人同士の間で、扶養家族のいる人といない人の間で水平的な公平を実現しようという考え方に基づいていると思われます。ですから、その人の適用される最高の限界税率で負担が軽減される。

しかし、そうしますと、高所得者の人の方が負担軽減の恩恵が大きいこととなりますので、もう一つの考え方もあり得るだろうと思われます。それは、つまり最低生活費というものは政府から見て援助の対象であると考えますと、これは担税力云々というよりは、つまり担税力を減殺するものというよりは、援助の一種であると考えますと、これは限界税率を問わずに一定額を負担軽減するという意味で税額控除にしてもよいということになるかと思われます。実際、カナダなどでは税額控除への切替えが1988年に行われておりますので、後の方の考え方を取るとすれば、税額控除を行った方が所得再分配の効果は高いと思われます。

そして、更にそれを誰に適用するかということですが、すべての人にやはり最低生活費はあるだろうというふうに私は考えておまして、そうしますと、配偶者とか扶養とかいろんな形容詞を付けると話がややこしくなるので、すべて一人ひとりが基礎控除を持っているのではないか。そうしますと定額の形で、つまり定額の税額控除という形ですべての人に基礎控除を設定して、それをどこかのだれかの所得税計算に使えるようにする。言わば移転といえますか、ポータブルにするといえますか、そういうことをやればそれでいいのではないか。

その議論の延長線上として、配偶者控除あるいは成年扶養控除については、いわゆる目に見える形で、所得を稼いでいない人について最低生活費を援助するかどうかという政策判断になってくるのかと思うのです。それが税額控除であれば、私はそれはやってもいいのではないかと考えております。これが3点目でございます。

4点目は、手当といわゆる還付つき税額控除についての議論ですが、特定の行為を奨励するとか、低所得世帯を支援するためには手当あるいは還付つき税額控除というものが可能でありますけれども、還付つき税額控除というものは子ども手当の代わり、勤労者世帯の支援、あるいは消費税の逆進性の緩和といったことに使うこともできるのでありますけれども、仮にこれに所得制限を付けようとするとも番号制度との関係が出てきまして、所得を総合的に把握することが必要なもので、かなり事務的にも大変であろうということは当然予想されます。

逆に、現在配っている子ども手当のように所得制限を付けないという形で現金給付を行うのであれば、逆に手当に対して所得税を課してもいい。つまり、

課税してもよいのではないかということをおは考えております。そうすれば限界税率の高い人、例えば 50%の人であれば半分は取り戻せるという形になりますので、それはそういうこともやり方としてはあるだろうと思ひます。これが 4 点目です。

それから 5 点目は、補助金的な意味を持つ所得控除あるいは税額控除については、その時点での経済状況に応じてとられた措置なので、当然、これは国税あるいは地方税を問わず、現在も適切であろうかどうかという見直しが必要であろうということはあるひます。

先ほどの生命保険の控除とか何とか、いろいろ話がありましたけれども、確かに生命保険とか地震保険に関する保険料の控除、あるいは公的年金もそうですけれども、公的年金以外の、例えば厚生年金基金とか確定拠出年金とか、一定の要件を満たす企業年金については社会保険料控除とか公的年金等控除が適用されていますので、そこまで補助をする必要があるのかどうかということはやはり見直す必要があるのではなからうかと考えております。

今のところは以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

特に事務局の方から、何かコメントはよろしいですか。

それでは、植田委員、お願いできますか。

○植田委員

個人所得税に関してということ、一番基本的なことは税制改正大綱に書いてあるところから出発するということになるかと思ひますけれども、所得再分配機能と財源調達機能という問題がありますが、それらを考える場合に、まず 2 つの前提といいますか、今日の資料と関係いたしますけれども、1 つは、この 20 年ぐらいの間に税制がどういふふうに変化してきたか。最初に 1980 年代以降の税制改革の潮流を評価したこともありますし、この点が 1 つです。

それから、今日の資料でもかなり明確に出ていると思ひますけれども、雇用形態とか就業構造がかなり大きく変化したということをやはり踏まえておかないといけないのではないか。

その 2 つの点で、まず税制の変化については所得再分配機能と財源調達機能、この両方が非常に弱体化したというのが個人所得税の特徴というふうにつかまえられると思ひますので、この機能を再生するというのが基本的な改革の方向性になるということだと思ひますし、それをするときに、雇用形態、就業構造の変化というものを踏まえて、その改正・改革するという方向になると思ひます。

そういう点で、個別の項目について具体的にどうするかという問題が当然出

てくるわけで、そこに具体化される必要があるのですけれども、全体を貫いて今後の税制改革がどういう方向でやられるかという全体のメッセージと、整合的にわかりやすく提示するという課題があるのではないかと。そういうふう思っております。

税率構造ですが、所得再分配の機能と財源調達の機能を併せて回復するという観点からしますと、やはり累進構造をもう少し高めていくということなんです、これは最初の神野委員長のごあいさつにもあったんですけれども、この問題はやはり定量的な評価が重要になってくるのではないかと思いますので、もう少し具体的な、どういうふうに累進構造を変えるとどのぐらい、例えば財源調達機能が回復してというようなことについてもう少し踏み込んだ、定量的な評価に基づく議論にしないといけないのではないかと思います。

もう少し言いますと、一種のオプション案のようなものにまで踏み込んで、どれだけ財源調達機能が回復するというふうに評価できるのか。それは勿論、支出側の問題がありますので、どれだけ税収が回復できたら十分かという議論は簡単にいかないわけですけれども、しかし、まずもって、どういう税率構造の累進化をすることで、どれだけ財源調達機能の回復になるのか。これはやはり、少しきちっと見る必要があります、是非議論を進展させる必要があるのではないかと。これが最も申し上げたい点であります。

個別の項目についていきますと、上記の意味では改革の方向はかなりはっきりしているのではないかと考えていますので、税制改革の順序というようなこととも関わるのかもしれないんですけれども、この改革、個人所得税の所得再分配機能と財源調達機能を回復する問題はかなりスピーディーにやるべきテーマではないかと。こういうふうに思っております。

給与所得の必要経費に関わる問題ですけれども、今日いただいているデータを見ましても、雇用構造の変化といいますか、給与所得者の比率が非常に高くなっていて、9割近いところまで給与所得者が上昇しているということを踏まえる必要があるのではないかと考えていますので、他の所得との負担調整という性格がかなり薄れてきているかなというようなことは少し思う点であります。

成年扶養控除に関わる問題ですけれども、所得層に応じてかなり違った意味合いがあるといえますか、そういうことが指摘されているように受け取れる資料になっているんですけれども、そういう意味で所得の高い層の、特に20代を扶養している層については、もう少し具体的に確認できれば扶養控除の廃止というようなことも考えられる。そういうふうには思いました。

しかし、この場合も、先ほど申し上げたことと繰り返しになりますけれども、当然、こういう制度を変えるということになりますと変化が生じますので、その変化を定量的に評価してから具体化した方が私は良いのではないかと考えています。

す。そこがはっきり分かれば、もう一段進んだ議論が展開できる。そういうふうに思っております。

最後は配偶者控除になりますけれども、これは国際的な潮流としてもそういうことになっていると思いますが、各人をベースにして、配偶者が就労するか、しないかということとは中立的などいいますか、そういう税制の方向。一人ひとりの自立を基本に置くような考え方というふうになるのかなというふうなことを思っております。そういう方向を考えるということになるのではないかと思います。

大体以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

辻山委員、よろしいですか。

○辻山委員

全体的なことは別にしまして、一つひとつの論点で少しお話をさせていただきます。

まず税率構造のことですが、これは今、所得再分配機能が低下しているということが言われて、累進の、最高税率のアップということが指摘されていますが、これは先生方と意見が違つかもしれないですけれども、この最高税率が50%になる経緯の中で様々な議論があったわけですが、カーターレポートとか、最高税率の過度の引上げというものは、象徴的な面ではいいと思いますけれども、先ほど定量的な検証が必要であるという議論が出ましたが、必ずしもそれほど税収に結び付かない。

一方で財源の確保ということがあるわけですから、このブラケットの見直しというものはやってもいいのかなと思いますが、最高税率については、昔は地方税と合わせて88%という時代がありまして、この時代はかなりいろいろな、アングラマネーとかそういう問題も起こりましたので、最高税率をただ上げればいいんだという議論は少し慎重であるべきであるという考えを持っております。

実際に、今日は非常に分かりやすい資料をいろいろ頂きましたけれども、15ページを見ましても最高税率というものは、カーターレポートでも50%が限界でしょう、というような指摘がありました。上げるにしても限界があるというのが税率構造についての意見でございます。

それから各種控除についてです。給与所得で、確かに給与所得控除というものは必要経費の役割という位置付けですので、これが所得に比例して本当に定率で上がっていくものかという感じがします。この給与取得控除については過去にいろいろな裁判があって、上げなければいけないということだったので

けれども、これこそ時代が変わってきて、余り定率的に、実態を見てみても、どこまでも上げていくというのは時代にそぐわないのかなと思います。どこかで頭打ちというものが、検討に十分値すると思います。

それから、48ページのところの成年扶養控除ですけれども、この辺は大胆に変更したらいい。いつまで経っても扶養控除というのは、これこそ驚くべきことなので、最高税率に手を付けるより、ここに最初に手を付けなければいいのではないか、事情にもよりますが、そういうことを考えます。それから、大学院生もそうですけれども、やはり年齢的なことで少し形式的に切ってもいいのではないかという感じがいたします。

配偶者控除は、非常に私の意見は評判が悪いんですけれども、昔から配偶者控除というものは、必要だと思っています。先ほどの御指摘にもありましたが、やはりみんなが一人ひとり基礎控除を持っているという前提も見逃せないと思います。つまり完全な専業主婦であって、そして自分に所得がない人がどこから基礎控除を受けるという制度は残す必要がある。これは課税単位の問題とも関わってきますけれども、個人の単位といってもそういう完全に所得がない人の基礎控除の問題について十分な配慮をすべきであるという考えです。

これについては、昔から二分二乗とか色々なことが検討されてきた。これは複雑で使えないということがありましたけれども、今、実際にいろいろ工夫されて、103万円の壁というものは税のところでは大分緩和されて、特別控除についても段階的に下げる仕組みになっています。ただし、やはり他の制度と結び付いていますので、その辺をどういうふうに工夫するのかということかと思えます。

それから、たしか配偶者控除というものは累進税を前提にしたときに、一家に1人が働きに出て高いところの累進税を課されるのに対して、2人で出れば低い税率でいいという、その辺とも絡まってくるので一概には言えない。確かに働き方、就労に対して中立的な税制であるということは重要なんですけれども、これを廃止することが中立的な税制とは必ずしも言えないというところにも配慮する必要があるのかなと思います。

以上です。

○神野委員長

ありがとうございます。

それでは、三木委員、お願いできますか。

○三木委員

まず、税率については基本的に見直して、もう少し累進度を高めていくという方向は私は望ましいんだろうと思っています。ただし、その場合、現行の最高税率のゾーンがかなり低目に設定されているようにも思いますので、そこら

辺の再検討も含めて考えるべきであろうということと同時に、実際の所得の中に、労働に基づく所得とそれ以外の所得がありまして、労働に基づく所得の場合には、先ほど辻山委員もおっしゃったように、やはりかなり上限があるだろうと思うんです。ただ、それ以外の所得の場合ですともう少し税負担を求める理由はあるのではないかと考えています。そこら辺を振り分けて税率構造などを考えることができればいいのかと考えています。

同時に、この累進税率の問題を見直すときは、併せて国外所得の把握をどのようにするのかということもきちんと何らかの形で対応するようにされませんか、国内所得の中だけの公正性が担保されても何か大事なものが抜けてしまうだろうというふうに思っています。

2番目に、給与所得控除の点につきましては、先ほども皆さんから御意見が出ましたように、これは頭打ちというものは考えられて当然であろうと思います。かつてもしかあったのではなかったかというふうに記憶しておりますけれども、先ほどの実態も含めて言いますと、給与所得控除の場合は、このようなものを比例的にずっと認めていく必要も、理論的にも必ずしもないのではないかと思います。

それから、同時に給与所得の範囲というものが、これは基本的な部分で雇用契約に基づく従属的労働が所得税の基本類型であったはずで、会社の役員の人をこの給与所得に含めるということは理論的にもいろいろ問題はあるのではないかと考えているんです。そういう意味では、思い切って所得類型として再検討するか、あるいは役員になった場合には給与所得控除自体の適用を再検討して、場合によっては実額でいく。これはそもそも、現行の給与所得者に対して給与所得控除を一律に適用していること自体が、我が国の課税制度の問題を考えるといろいろな問題を生み出しておりますので、将来的には実額控除の方に行って確定申告をするという方向に大きく導かなければいけないんだろうと思いますが、そういう意味からも、まず役員辺りから考えてみるのは一つの方法かなと思います。

いずれにしても、現行の給与所得控除というものはもともと、企業の年末調整の便宜のために実額ではできないというところから来ているはずでありますので、源泉徴収あるいは企業の年末調整というものの再検討も含めた上で給与所得控除の在り方は見直す必要があるだろうと考えているところです。

それから、成年扶養控除及び配偶者控除のところにつきましては、この間の税制改正大綱で所得控除から税額控除へという思想が打ち出されていまして、これは大変共鳴するわけですが、基礎控除のようなものをどうするのかというところは私の疑問として残っておりまして、先ほどの御意見の中で池上先生の御意見が私などが基本的に考えているのと同じであると思って大変心強く思い

ましたし、配偶者控除のところでは珍しく辻山委員と同じかなというところで大変心強く思ったわけなんです、基本的にこれは所得のある人からは基礎控除で、その基礎控除の制度を通じてその人の健康で文化的な最低限の生活費は税法上見る。しかし、所得のない人についてはだれかが出しているわけですから、それをほかの名目で、扶養控除とか配偶者控除として出している人のところで配慮するというのがこれまでの制度であったと思うんです。

ですから、ネーミングが非常に悪くていろいろ誤解を受けて、配偶者控除とかと言いますと何か配偶者を優遇しているような、また場合によっては内助の功であるなどという、あれはもともと配偶者控除を扶養控除から切り離すときに若干高目に設定したときの説明で、高い部分についてのみの説明で、今は同額ですからそういうものは無くなっているわけですが、そういうところが独り歩きして大分誤解が生じております。ですから、むしろ基礎控除として消費単位ごとに、課税単位ごとにきちんと見ていく。2人を養っているのであれば、本人と養っている人の分の3人分の基礎控除を認めるような、何かそういう仕組みに切り替えていった方がいいんだろーと思ってます。それで、これが所得控除でまずいのであれば、先ほど御指摘があったように、税額控除の枠の中でこういう配慮をしてはどうだろうかと思えます。

併せて、基礎控除の金額が我が国はずっと据え置かれてきていますので、諸外国と比べますと基礎控除自体は大分低いと思えます。それを少なくとも生活扶助の基準等に合わせて、法治国家ですから、やはり法的に統一した思想で税制もつくっていった方が望ましいのではないかというふうに考えています。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

中里委員、いいですか。申し訳ありません。

○中里委員

税率構造については辻山先生と一緒に、やはりやっとなら 50%にまで持ってきたということはありますから、最高税率を余り容易にいじるということは、世界的にも50%は基本的に上限ですので、そこはそのままでもよろしいと思えますけれども、ただブラケットの刻みはもう少しまろやかに考えていくということで累進性の確保を考えた方がいいと思えます。

それから、給与所得控除とか成年扶養控除、配偶者控除については1かゼロかということで考えずに、控除額を38万円から少し減らすとか、そういう微調整といいますか、調整を取ってやっていくという方法もあるわけで、いろいろな手段を組み合わせ、実態に合わせた形で適正化していくということが反発も少ないですし、実態を考慮するというところで説明もつくので、理論はこうだ

からこれは廃止とか、必ずしもそうしなくても説明がつくのではないか。なかなか配偶者控除の廃止というものは、我々は税金上一切見てもらえないのかとかと言われたら非常に困ってしまいますので、うまいやり方でやるのが多分、いろんな意味で御納得いただけるのではないかと考えております。

○神野委員長

それでは、田近先生、お願いできますか。

○田近委員

所得税について少しと、あとは住民税についてもいいですか。

○神野委員長

どうぞ。

○田近委員

既にいろんな議論が出ているので繰り返しは避けますけれども、まず個人所得税についての事実ですが、資料について、OECDで Taxing Wages というものがずっと出ているんですけども、そういう資料もこういうところで使えばいい。それでどういうことを言っているかといいますと、各国の平均所得というものを出してきて、その25%とか75%、その何倍とか、そういう相対的なオーダーにして、そこで税負担がどのぐらいですか、控除がどのぐらいですかというものをやっているの、何万円で比べるのもいいんでしょうが、基本的には平均的な所得に比べてやる。

それを同僚の、今は京都産業大学の八塩さんとやっているんですけども、彼が計算したりしているんですけども、やはりファクトとして、日本の社会保険料まで入れても日本の課税所得がすごく小さい。小さいということは事実であると私も思います。多少、イギリスの一部と交差するところはあるんですけども、したがって、やはり今日のこの御説明のとおりで、それを国際的に見ても控除が大きい。

あと、日本は所得税の国であるといいつつ、これもこの場で何回か申し上げましたけれども、税収に占める割合で見ても、GDPに占める割合で見ても、所得税というものが取れていない。それも事実です。ですから、そういう意味では所得税の課税力は上げなければいけない。そのプロセスで、合理的な範囲で累進性も上げなければいけない。ただ、それは最高税率で上げるのかといいますと、それは大分話が違います。

それで今日は、出てきましたように、各国とも50%が限界なんだろう。やはり課税ベースを広げるとずっと取れる。ということは、先ほどの藤井税制第一課長の説明のところでもあったと思うんですが、やはり課税ベースを広げて取っていくということだと思います。月並みといいますか、それしか財政学者からはそんなに答えは出ないんですけども、それでは課税ベースを広げるとい

うところで、配偶者控除とか成年扶養のところは参戦しないとして、やはり給与所得控除をどうするかというのはあって、一人オーナーのところは自営業者の、今日は一人オーナーですけれども、赤字法人課税とも密接に絡んでいる。

日本の法人税、日本の所得税のどうしても改正できないような非常に難しい問題ですが、それもできないで周りをうろついてもしようがないので、やはり具体的には一人オーナーのああいふ課税の仕方、つまりオーナーの所得は損金算入させないというやり方ですけれども、それも含めて、やはり赤字法人も視野に入れて、大変難しいことだと思いますが、必要になってきているのかなと思います。一人オーナーのところは、この場でもう少し議論すべきであると思います。

あと、役員の方も、新聞を見ていますと1億円以上の役員というものはどんどんもらっている人がいて、そういう人に対する、私が言いたいのは平均的な税負担をどう上げるかという工夫は必要である。ですから、申し上げたいのは、ファクトはそれなりにわかってきて、やはり平均的な税負担を高所得者のところで上げるという工夫を具体的にすべきなんだろう。それはまた税収面ではかなり取れるということです。

それで、今のところと非常に密接に絡むんですけれども、少しだけ話させてください。お手元に「個人住民税改革による地方税源の拡充」で、地方財政のことを議論したいというのが3分の1ぐらいですけれども、今日の控除の話がどのぐらい重要なのかというのを地方税で、先ほどの説明も踏まえて言いたいです。

最初のページで、これも京都産業大学の八塩さんとやったんですけれども、私たちのこの問題の火つけ役は、やはり平成22年度の税制改正大綱とか地域主権戦略大綱で、国と地方の役割分担を踏まえて、地方がもっと使える財源を増やすべきである。我々も、地方の財源を強化することは重要であると思います。

そのときに、社会保障などを考えると、偏在性が少ない税がいい。それもそうですけれども、ただ、もう一つお忘れではないですか。やはり個人住民税がどうなっているんですかという議論は、さっきのファクトファインディングではないですが、我々が皮切りになってくれればいいんですけれども、数字的に追ってみたいということです。

時間が貴重なので事実だけですが、申し訳ありませんけれども、20ページの表1というのを見てもらいたいです。煩わしそうな表で、所得階層別の住民税負担で、データベースとかの説明は削除しますけれども、国民生活基礎調査というところの個票データをベースに税率・税額を内部で計算しています。

世帯の所得階層が75万円から1,414万円までである。それで、負担率というのは平均負担率で、階層別に御覧になっていただくと、所得税、住民税で、う

まい具合に出ているといえますか、平均が所得税が 3.7%、住民税が 3.8%で、マクロで見ても 12 兆円と 11 兆円ぐらいで、とんとんである。ということは、何を言いたいかといえますと、やはり根っこから取る税金というものは物すごく取れる。つまり住民税は 10%ですといえますけれども、根っこから取りますから、国税とそこそこどころか、more than 所得税の税額が出ています。

それで、申し上げたいのはここからですが、結局、住民税は 10%というんですけれども、負担率は下から行きますと 0.1%、0.38%で、平均でも 3%で、あと、住民税負担率の世帯分布ですけれども、全体で払っていない人が我々の計算ですと 24%いる。それから、0~2%の人も 11.3%である。つまり、地方のサービスの対価として払う税であるとしている割には払っていない人も多いというようなことです。時間がないので、ざっとです。

あと、22 ページを見ていただいて、地方財政における総収入ということで、これは一番上が全部で、次が東京都で、島根県です。そうしますと、一番上の右が、全部に占める住民税の割合が 12.7%。東京都が 18.9%。島根県においては 5.2%しか取れていない。これが基幹税なんですかということです。

23 ページで、同僚が計算しているので私も安心して数字を話しているわけですが、図 2 は各都道府県の平均的な負担率を見たわけですが、左から右に御覧になっていただくように、相当低くなっている。ですから、やはりこれは何とか住民税の課税ベースというものは、私はその性格からして抜本的に直さなければいけないと思います。

24 ページで表 2 は、シミュレーションのことは説明しませんが、乱暴なことをして、課税ベースとしては、控除するのは社会保険料だけにした。他は全部取り払ってしまった。そうしますと、住民税は何と平均で 8.9%取れる。それはそうですけれどもね。

なぜ、そんなことをやったのかといえますと、これが終わりですが、27 ページです。ある意味で我々がモチベーションされたのは、先ほどの地域主権の話と、それから、スウェーデンの話です。27 ページの右側ですと、スウェーデンで、一番上で、国民の平均所得が 34 万クローネ、453 万円ぐらいである。その人の課税所得というものが 33 万クローネで、要するに 95%なわけです。ですから、スウェーデン的な感覚で言えば、我々のシミュレーションというものは法外なものでもない。それから、95%の課税ベースに平均で 30%の税率がかかる。しかも、その税率で重要なことは、これは強調しておくべきですけれども、地域によって違うということです。

その結果で、27 ページの下の方ですけれども、もし日本がスウェーデンと同じようにやれば平均で 8 割ぐらい、島根でも収入の 45%ぐらいになります。

それで 28 ページを見ていただきますと、ですから、結局スウェーデンで、上

がコミューン、市町村で、下が県、ランスティングですけれども、ですから、この所得税が要するに地方政府の立派な税源になっているというところで、やはり地方主権で税源というものは重要ですし「一丁目一番地」であると思えますけれども、やはりその議論をするときに個人住民税をどう強化していくのかという議論は重要であると思えます。

ですから、そんなことが言いたかったことで、いずれにしても国税の方も、もう少しファクトは、今日のお話を踏まえて、あるいはそれを更に発展させるためにはファクトがもう少しあればいい。あと、給与所得控除とか住民税の控除については、今、申し上げたようなことを指摘したいということです。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、井手委員、お願いできますか。

○井手委員

まず、基本的な方向性について確認をしたいと思うんですけれども、大筋は皆さんと同じというふうに言っているかと思うんですが、基本的にこの間の中間報告の中で、所得税と消費税を車の両輪にするというふうな考え方を出しているわけですね。それで、そのときに結局、消費税を増税するかどうかはひとまず置いておいても、少なくとも再分配にきちんと配慮したような国税の体系というものをつくっていかなければ、消費税の議論をするにしても逆進性の強い税金を論ずるときにそもそも議論がスタートしないのではないのか、そういう意味では、まず国税の体系として再分配の理念を体現するような税をきちっと整えた上で、低所得者への配慮を十分した上で消費税というものは議論するのならばするという事かなと考えております。

それで、再分配効果を考えるときに、税率の効果と控除の効果の2つがあるということと言うまでもないと思うんですが、現状を見てみますと、所得税の再分配効果を見たときに、控除の効果というものは住宅ローン減税が効いてしまっていて、中間層・富裕層に対して非常に強く効果が出ているわけですね。それに対して税率の効果の方はフラット化の影響が出ていて、非常に再分配効果を小さくしてしまっている。そういう意味では、まず皆さんと議論がここは一致すると思うんですが、累進性を強化するという方向で議論を進めていかなければいけないということが言えるかと思えます。

ただ、私が懸念するのは、低所得者に配慮することもいいんですが、中間層が、つまり何の見返りもなしに増税にうんと言うとは私は思えないんです。そういう意味では本来は、この場で議論するかどうかは別ですが、一体、中間層にどういう受益があって、どういうサービス強化に結び付くのかということ

他方で踏まえながら議論をしていかないと、単に税の話だけを出してもなかなか同意を得るのは難しいのかなと思っております。これは基本的な話であります。

細かい論点を幾つかお話ししたいと思うんですが、まず最高税率の話で、一番批判として出てくるのは労働インセンティブに対する問題であると思いますけれども、これはもう皆さんも御存じのように、結局、所得効果が働くのか、代替効果が働くのかというのははっきりしていないわけでありますから、そこはまず余り議論しても分からないとしか言いようがないというのが私の考えなんです。

ただ、少し社会的な要因を織り込んでこの問題を見てみたいと思うんですけれども、International Social Survey Programというものがあまして、この中に非常に面白いデータがございました。これは何かといいますと、そもそも所得効果が働くにせよ、代替効果が働くにせよ、その根本には人々が税を重いと感じたり軽いと感じたりする心の問題があるわけです。何を言いたいかといいますと、勿論、税率を見て物事を判断するというのはあるかもしれませんが、現実には税率が高くても負担が軽いと思う人もいたり、税率が低くても重いと思う人がいて、このことが先ほど申し上げた所得効果や代替効果に関係している。

そのときに、例えばこれは国際比較統計なんですけど、日本人に聞いたところ、富裕層の税負担が軽いと思っている日本国民の割合はイギリスやフランスよりも多い。それに対して、低所得層の負担がどうも日本では重いと思っている国民の割合はイギリス、フランス、アメリカよりも断然多くなっている。つまり、国民の認識として低所得者の負担は重くて、高所得者の負担は軽いという国民の認識があるわけです。そう考えたときに、経済効率性の議論とは別に、民主主義の観点からも、そういう人々の思いにどう答えるのかということを考えながら最高税率というものは議論しなければいけないと私は感じております。

それと、給与所得控除の話がございましたけれども、これはもともと歴史的に見ていきますと、今日の資料でも御説明をいただきましたけれども、昭和49年度の改正で入ってきている。これは財政の歴史を勉強しているとよく分かると思うんですが、田中内閣のときの2兆円減税の影響ですね。それで、これ自身大変な論争のある減税ですから、良いのか、悪いのかという評価はいろいろ議論があると思いますけれども、ただ1つだけ客観的に言えることがあります。それは何かといいますと、インフレーションが問題になって、ブラケットクリープが同様に問題になってくるときに、中間層の負担を軽減しなければいけないという差し迫った要求があって、これが抜本的税制改革の名の下に2兆円減税につながっていて、そのときの目玉がこの給与所得控除の上限の撤廃であっ

たということです。

このことを踏まえれば、まずはデフレであり、しかも中間層だけではなく、今日も皆さん議論が共通しているように、低所得者への配慮が問題となってくるときに、この導入の経緯というものは余り通用しなくなっているということを踏まえた方がいいと思います。そういう意味で、私も基本的にはこれに上限を設けるということに賛成でございます。

あと、この中で概算控除と特別控除の話がございましたけれども、この問題は、もうこの資料で御説明があったとおりではないかと考えております。それは何かといいますと、昭和 61 年、どこか税調の答申か何かがあったと思いますけれども、この昭和 61 年で、今日御説明があったように、2 分の 1、2 分の 1 というふうに一応大まかに概算したわけですけれども、ただ、現実にこの 2 分の 1 という基準はそれ以降の税調の中では議論されていないわけでございますので、もともとこういう区分が難しいということを示しているものであると思います。

給与所得控除というものは、基本的に概算控除の適正化を図るといいますか、正確性を追求するというような今日の御指摘が私も正しいと思っております、これを基礎控除の引き上げとともに議論するかどうかということも含めて検討していく必要があると考えております。

そもそもの問題としてなんですが、今思うとやはり面白いと思うんですけれども、クロヨン問題、トーゴーサンピンでも構いませんが、議論の前提としてあるのは、どうやら脱税をしているとか、あるいは租税回避をしている人たちがいて、それに対して給与所得者が割を食っているから減税しよう。こういう話で今まで来ているわけです。ただ、これをひっくり返して、もう少し心を入れ替えて物事を考えてみれば、事業所得の中で真面目に払っている人たちもいるわけですし、あるいは資産性所得の中でも真面目に払っている人たちがいる。この人たちに対して考えれば、なぜ給与所得者をまけてやる必要があるのかという問題があるような気がするんです。

それで、本当の議論の筋は、資産性所得であれば、その資産性所得の方の抜け穴をちゃんとふさぐ。事業所得に対する課税も同様に、そちらの方をちゃんとふさぐ。その上で給与所得の控除も見直していくというのが正しい筋なのであって、言わば租税回避を前提にこちらをまけましょうという議論はそろそろやめた方がいいのではないのかというようなことを考えております。

あと、成年扶養控除のことがございましたが、これは少し皆さんと意見が違うかもしれません。資料を拝見していただきまして、51 ページから非常に面白い資料を御準備いただいているんですけれども、この見方が少し私は分からなかったんです。

それはどういうことかといいますと、1つは今日御説明にあったように、どうも、この成年扶養控除は高額所得者が利用している。なので、そういう再分配の観点から見れば廃止しても問題はないのではないかという見方が1つあると思います。確かにそうであると思います。

もう一つは、逆に言いますと、40～60代の被扶養者に関しては低所得層の方が比較的使っているわけです。私は専門家ではないのでよく分かりませんが、むしろ40～60代になっても被扶養者であるというのはどういう状況なんだろうということを考えました。それで、恐らくですが、むしろ障害者とかそういうやむにやまれぬ人たちが、この40～60代になっても被扶養者になっているというふうに考えることはできないのかと思った次第でございます。もしそうであるとすれば、実はここを無くすというのは、そういう人たちを面倒を見ている低所得者の人にとって負担になるということが可能性としてはあり得ます。なので、少しこの辺は慎重に考えた方がいいのかなと思っています。

ただ、53ページとか54ページを見ると、やはりそうなんですよ。つまり、低所得者の方が障害者等の割合が大きくなっているわけですね。これを見ますと恐らく、私は2つの見方があると言いましたが、後者の見方に近いのかなという感じがしているんです。その意味では、55ページでお示しになられたような提案というものは一つの提案としてあり得るのかなとは思っております。

ただ、本当の筋は、これは障害者を狙い撃ちするわけではなくて、そういった問題を抱えている人たちがもしおられるとするならば、本来は社会保険の現金給付を拡充するとか、あるいは現物サービスをもっとしっかり出しましょうというのが本筋であって、面倒を見ている人の税金をまけるというのが本当の筋かどうかというのは、私は少し疑問に感じているということを申し添えたいと思います。

それで、配偶者控除に関しましては大分103万円の壁に関して改善が見られているということはあるんですけども、ただ1つ私が懸念をしているのは、ジェンダーの問題もあるかと思いますが、これによってパート労働への需要が高まって、そのことが賃金の下落圧力につながっていないかという問題です。そういうことも勘案して制度設計をする必要がある。それで、二重控除の問題と併せて、二分二乗法なり、基礎控除の統合なり、いろいろ考える選択肢はあるかと思いますが、ただ辻山委員も御指摘になっていたように、富裕層の減税となるのでは元も子もありませんから、場合によっては所得制限等々を考えなければいけないかもしれないと思っております。

最後に住民税のお話でございまして、基本的に所得の多寡を見て、所得の少ない人をねらって再分配をする国に対して、地方の方はニーズに応じてサービスを出していくという発想から行けば、可能な限り課税ベースを広くして、フ

ラットな税率で税を集めるということは確かに負担分任の原則から見ても理にかなっていると思います。

ただ、1つ注文をつけたと思いますのは、個人住民税の超過課税がなかなか進まないということは、これは課税自主権の問題ですが、無視できない問題としてあるような気がいたします。それで、交付税との関係が重要になってくると思うんです。その際に、交付税できちんと面倒を見ているので、もし超過課税をやるのであれば、特別な財政需要に対して行わなければならないというような形で、許可制とまでは申しませんが、そういう仕組みが取られているやに聞いております。

それで、交付税の額をきちんと確保するということは大前提だと思いますが、ただ、その上で、更に自治体によっては追加的なサービスを出したいという自治体があるかもしれません。そういう場合に、いちいちそういう特別な財政需要というものを申し述べなければいけないような仕組みでいいのかどうかということ少し、超過課税との関連から考えておいた方がいいのかなということを考えております。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございます。

それでは、最後に大澤委員長代理、お願いできますか。

○大澤委員長代理

私は、また税制改正大綱に立ち戻って考えてみまして、所得再分配機能、それから財源調達機能の低下が問題である。それを回復させなければいけないということなんですけれども、改めて大綱を読んでも、所得再分配機能を何で計るかという点が実はあいまいであったということに遅ればせながら気がつきました。大綱がお手元にありますが、14ページの頭のところを見ますと、13ページの方に今日も引用されております現状と課題という箇所があり、続いて14ページを見ますと「所得再分配機能の発揮が求められています。特に、中間層が低所得層へと落ちていく下への格差拡大を食い止めることは喫緊の課題です」。読みようによってははっきりしているんですけれども、詰めていくと少しあいまいであるというふうに改めて感じました。

一般的には、所得再分配機能はジニ係数と、それから相対的貧困率という2つの尺度ではかかれていると思います。御案内のように、ジニ係数というものは真ん中とトップの間の差のようなものにより敏感である。それに対して、相対的貧困率というものは真ん中とその半分よりは下の関係をはかっているわけで、この14ページの頭のところの書きぶりから考えれば、大綱は真ん中と上の関係よりは、やはり真ん中とその半分よりも下のところに意を用いていたのか

なというふうに思われます。それがややあいまいなままの書きぶりであったというようなことを改めて感じた次第です。

そのようなことを考え、また今日、委員長が冒頭に進め方に関して定量的な要素の追加ということをおっしゃっていると思いますが、それはどちらかといえば税収力という辺りに結び付けられた御発言だったのではないかと思いますけれども、私は定量的な検証というものはこの再分配の方でも、取り分け相対的貧困率に照らした定量的な検証といえますか、見通しというものが重要なのかなと思っております。

と申しますのは、夏前に何度かメンションしたことがございますけれども、労働年齢層に限って言えば、日本の所得再分配というものは再分配後の方が、相対的貧困率がかなりの部分にとって高くなる。これは子どものいる世帯については、内閣府の経済財政諮問会議の方でもデータが出ておりましたけれども、OECDの去年のデータによれば労働年齢層で世帯類型を、成人の全員が働いているか。ここには共稼ぎ世帯と、母子世帯で働いている、それから、単身で働いているという世帯類型が含まれますけれども、ここでは再分配がマイナスになってしまう。つまり、再分配後の方が相対的貧困率が高いという状態になっています。これに対して、カップルで1人だけが就業している世帯にとっては、わずかではありますけれども、再分配によって貧困が緩和されているという状態である。

つまり、専業主婦世帯だけが貧困が緩和されているというのが、日本の再分配の在り方であるという現状をやはり踏まえた上で、働いていると損をするかのような仕組みになっている。先ほど井手委員から、国民の認識としては、日本は高所得層にとって税負担は軽く、低所得者にとって重いというのが、国民の認識であると強調しておられました。これはデータで見てもはっきりしておりまして、日本の低所得層というものは諸外国に比べて負担は重く、給付は少なくしか受け取っていないという状態ですから、国民は全く正しい事実認識をしていると思います。

こういう中で税制改正というものは、やはり所得再分配機能の回復を図っていくという際の方法に、非常に気をつけてやっていかなければいけません。どうしても税目ごとにその税率であるとか、それから、課税ベースであるとかという検討に入っていかなざるを得ませんが、最後にまたそれを総合してシミュレーションのようなことをしてみないと、累進度を上げるつもりでいじったが、結果的には再分配機能を改善していないというようなことにもなりかねないという懸念を改めて持ちます。

その上で「課税最低限の引上げが行われてきており」と大綱にも書いてあるんですけれども、それに関連したデータを今回は頂戴しておりません。それで

改めて、ここにある主要参考資料集というものを見ますと、54 ページと 55 ページに課税最低限の累年比較と国際比較がありまして、これを見る限り、課税最低限というものは引き上げされてきたのかどうか。

54 ページを見ますと、平成 8～9 年ごろというものが、例えば夫婦のみ、それ以上で、単身のところは引き上げられてきたと言えますが、ほかの世帯類型のところでは、引き上げられてきたと果たしてこれで言えるのかどうか。それから、国際比較で見ても、イギリスは課税最低限は低いですが、日本はほかのアメリカ、ドイツ、フランスと比べて高いと言える状態ではない。

これを、例えば生活保護基準と課税最低限を比べるという研究が慶應義塾大学の駒村康平さんたちのグループで行われてはいますが、日本の課税最低限は生活保護基準に非常に近いというところに特徴があり、なおかつほかの国と比べてやはり真ん中くらいのレベルでしょうか。それで、決して高くないというようなことのお示しをいただくと、もう少し議論しやすかったかなと思います。

課税最低限のところを見ないと、住民税の方でもう少し根っこの方から取ろう。私は、それは住民税の性格からして正論だと思いますけれども、そういった課税最低限の国際比較、あるいは累年の比較を踏まえた設計をしていかないと、少し間違ったことをしてしまいかねないという懸念を感じております。

かなり総論的なことになって恐縮なんですけど、その上でいろいろと各論について、今まで皆さんがおっしゃらなかったことを簡単に申し上げますと、給与所得控除で、これは井手委員の最後のところで、事業所得と比べての云々とございまして。これについては大田弘子さんが政策統括官でいらっしゃったところに研究をなさってしまっていて、昔、クロヨンと言われたようなことは、今ではかなりネグリジブルと言っていい状態になっているという実証研究もなされております。そういう点を踏まえても、やはり上限を設けるということは追求されるべき課題かなと思います。

成年扶養控除につきましては、井手委員のおっしゃったことに関わり共感をいたします。

配偶者控除ですけれども、担税力の減殺要因と見ることは必ずしも適当でないというのは、私は全くそのとおりだと思っております。帰属家賃という言葉がありますが、帰属所得というものもある。それでカップルの中で、1 人がかなりフルタイムに近く、家事や育児、介護に従事しているということによる帰属所得で、これにはやはり課税はできないけれども、課税はできない中で、それを担税力のむしろ減殺要因というふうに見てしまっていることについてどう考えるべきか。

勿論、女性の就業に対する中立性というようなこともございます。妻の家事

負担というものは貨幣換算すると幾らくらいになるかという計算を、かつて経済企画庁や総務省の統計局がなさったことがあります。それなりに、200万円を超えるという試算もあるくらいです。全く所得の無い人というふうに見ることは、むしろ専業主婦に対して失礼な見方にもなるのかなと感じております。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

あと、なお御発言はありますか。

三木委員、どうぞ。

○三木委員

今の問題で、もし帰属所得で、妻が家事労働をすることで収入があるとしますと、妻がいて働くことに伴う支出は経費になるんですが、そういう前提を、そうすると本当にプラスの所得がどこまで出てくるのかということまで含めて議論されているのでしょうか。そういうところが少し疑問だったんです。

○大澤委員長代理

そこまでは議論されていないと思うんですけども、外に出て働くとなれば、通勤費用から洋服代から何かからかかるということに比べて、世帯内で携わっているということでは負わなくてもいい費用はあるのかな。その程度の議論はされているかと思います。

○神野委員長

あと、いかがでございますか。いいでしょうか。

当然、とてもではありませんが、皆さん十分納得して議論が終わったというわけではありませんけれども、そろそろ時間でございます。

どうぞ。

○青木企画課長

事務方から恐縮なんですけれども、井手先生から個人住民税の超過課税の話がありましたので。

○神野委員長

事実誤認ということですね。

○青木企画課長

そうです。

○神野委員長

今、超過課税は特別なあれは要らないので。

○青木企画課長

確かに個人住民税の超過課税をやっている団体は多くなくて、均等割について、都道府県で30、市町村で3。所得割について、都道府県で1、市町村が2

です。

ただ、超過課税をするときに何ら総務省が関与するということは全くありませんし、制限税率もございませんので、自治体だけの判断で超過課税は可能であるということでございます。

○井手委員

済みません、それでは、少し教えていただきたいんですが、その特別な財政需要といいますか、つまりかくかくしかじかのために超過課税をしますという、あれは何なんですか。

○青木企画課長

それぞれ議会に条例で説明しなければいけないというときに、理事者側、首長が説明する根拠を議会に示すときに何らかの、福祉に使うとかそういうことのために財源上必要であるとか。

○井手委員

そう説明しなければいけないということですね。

わかりました。ありがとうございます。

○神野委員長

あれは、私の理解が正しければ、独自課税のときに、税率の関与については私がおのままにしてしまったんです。それで、後で改正したので是正されているということだと思います。それは後で少し事実を確認していただければいいかと思います。

それで多分、今日の議論は皆さん、所得税に関してですが、税収力を、少し表現はいろいろありますが、税収調達能力を回復することとともに、実質的な意味で累進構造を上げていく必要があるということでは一致していて、取り分け控除では、給与所得控除については、私を見た感じではかなりの方々都合意、同じような方向で議論している。ただ実質、最高税率やブラケットの見直しになってくると、やや両論があったり、それから、それ以外の控除その他についても必ずしも一致した議論ではなかったというのが印象でございます。

ですので、当面、回数も少ないこともあり、少し考えてみますけれども、一応、御議論をいただいたものを後でまた集約していただいた上で、まとめる段には少し考えてまとめさせていただきたいと思いますが、当面、先ほども言ったような日程でございますので、明後日についてはできれば次の議題に入らせていただこうかなと考えております。

一応、そろそろ時間で、終わりにしたいと思いますが、峰崎参与、何かございましたら、感想なり何なりよろしいですか。コメントをいただきたいと思いますが。

○峰崎内閣官房参与

去年、税制改正大綱をまとめて、今、いろんな御指摘を受けているんですが、私も非常に課税ベースをどうやって広げていったらいいのかということで、給付つき税額控除への転換とか、いろいろ知恵を出しているんですけども、全然議論していなかったんですが、退職金の課税のことについてはそういえば全く触れていなかったと思っています。先ほど問題提起に出て、これはどうあるべきかといいますと、やはり非常に優遇されているものですから、こういった点についても、これは少し、この秋には多少考えなければいかぬのかななどと思ったりもしたんですけども、またいろいろとお知恵をお借りしたいと思います。

○神野委員長

どうぞ。

○辻山委員

退職金は最近就労形式が全く違ってきて、色々な脱法行為があるんですけども、もともと2分の1になった意味というのは、やはり累進の緩和という意味があった。一時にもらうので、フラットでもらっていったら適用される税率と違う税率がそこで適用されるので、それで2分の1ということがもともとの趣旨なので、その部分を全く無視することもできないのかなと思います。

確かに、短期で退職金で全部もらうように組み替えるという行為については十分な手当てが早急に必要だと思いますけれども、例えば40年働いて、そこで一時に普通の税率がかかるということについても全く無視することはできないのかなと思います。

○神野委員長

どうぞ。

○藤井税制第一課長

その点、資料の中に今までの政府税調の議論を付けてございますけれども、まさに問題視されたのは短期の勤務で、給与の方は押さえながら短期の勤務で多額の退職金を得るという勤務形態が結構、最近出てきています。その短期のものについては是正を図らなければいけないというのが今までの指摘でございます。

○峰崎内閣官房参与

もう一点は、余り今日は他の所得との合算とかそういうことは議論にならなかったんですが、私の記憶では宮島先生が書かれた本の中に、2,000万円以上の所得がある人のうちの6人に1人は公的年金を受給しているとか併給してもらっているというデータがあったように記憶しているんですが、そういった意味で、いわゆる公的年金といわゆる給与所得を併給してもらっておられる方々の、これは本来合算して、総合所得と言うとあれですけども、雑所得で分けてし

まいりましたね。あれは確か 1989 年か何かに分けたと思うんですが、よくよく考えますと、やはりこれは合算するのが正しいのではないか。

我々も実は 2,000 万円を超えて公的年金をもらったことがあるものですから、余計そういうことで、今は放棄することもできるようになっていますからもらわなくても構わないんですけれども、しかし、そこは 6 人に 1 人という結構な人数かなと思っっているんです。ですから、そういったことなども考えると、やはり総合課税という意味ではなくて、雑所得になっているものの、これを給与所得とどういうふうにカウントしていくのかというのは、やはり一つ大きなポイントなのかなと思ったりしています。

○神野委員長

それ以外にも少し、本当に抜本的に見直そうとすれば、先ほどの帰属所得だけではなくて、移転所得その他をどういうふうに総合課税していくのかや、所得そのものをどう把握するのかなど、大きな問題点がございまして、それは時間があればいずれかの機会に議論させていただければと思っておりますが、今日のところはこれで締めさせていただければと思っております。

次回につきましてはもう明後日なのですが、10 月 21 日午前 10 時からこの場で開催する予定になっております。今日積み残してございます個人所得課税のうちの金融証券税制と、それから資産課税をテーマに議論を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の記者に対する説明は、この後、この場で私から行いたいと思っております。

それでは、今日はお忙しい中、いろいろありがとうございました。伏して御礼を申し上げます次第でございます。

どうもありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。